

令和7年度

# 国保税 ミニガイド

令和7年度より下記の点が変更されました。

◎国保税の上限額（限度額を引き上げ）

医療分 65万円→66万円

支援分 24万円→26万円

介護分 17万円→（増減なし）

◎法定軽減措置の拡充（判定基準の緩和）

詳しくは9ページをご覧ください。

## 名護市国民健康保険課

名護市港一丁目1番1号

T E L (0980) 53-1212

保険税係 (内線)274、152、153、117、165

F A X (0980) 53-7570

## もくじ

国保ってどんな保険	1
国保の資格	2
知っててトク？社保の知識	3
保険税の求め方	4
保険税（医療分、支援分、介護分）の所得割額	5～6
保険税の特別徴収（年金天引き）について	6
保険税の計算例	7～8
保険税の軽減と減免	9～11
保険税の猶予制度	12
保険税の納め方	13
保険税を納めないでいると…！	14
こんなときは窓口に届け出を！※届出一覧表	15

## 国保ってどんな保険？

### ● 助け合いの保険です

加入者のみんなでお金を出し合い、もしもの病気やケガのとき、安心して治療が受けられるようにするための保険です。

### ● 加入すべき人は

職場の健康保険に入っている方、後期高齢者医療制度（75歳以上及び65歳以上で一定の障がいのある方を含む）に該当されている方、生活保護を受けている方以外は、すべての人が国民健康保険に加入するよう法律で義務づけられています。

### ● 国民皆保険制度です

日本では、すべての人が何らかの健康保険に加入するよう義務づけられています。

職場などの健康保険を喪失した場合は、国民健康保険に強制適用となりますが、加入には被保険者本人による申請が必要となり、加入や喪失の資格は自動的に異動しません。

### ● 都道府県と市町村が一体となって国保を運営しています

平成30年4月より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険を運営しています。

### ● 医療費は保険税で支えられています

医療費はみなさんの納める保険税でまかなわれています。国民健康保険の加入者は、必要に応じた医療を保険で受ける権利を有すると同時に、保険税を納める義務を負うこととなります

（保険税の求め方は4P参照）

## 国保の資格

### ● 被保険者の資格取得（開始）・喪失（終了）は・・・

国保の加入・喪失の届け出は、原則、異動から14日以内に行わなければなりません。

給付は、名護市に転入した日・他の健康保険などを喪失した日から、名護市を転出（確定）した日の前日・他の健康保険などに加入した日の前日まで受けることができます。

### ● 届け出た日からではありません

国保は、他の健康保険などの資格を喪失した日から資格が発生します。よって、届け出た日からではありません。

現在の医療保険制度は、国民のすべてが何らかの健康保険に加入しなければならないことになっています。これを**国民皆保険制度**といいます。

資格が空白になるようなことはなく、資格を喪失するとその日から新たな資格が発生することになります。

### ● 届け出はご自分で…自動的に資格は異動しません

職場の健康保険に加入したり、喪失したりした場合でも、職場などから市役所へ報告はありません。関係届の手続きは被保険者本人が行わなければならないこととなっています。国保では、その届け出によってはじめて資格の取得・喪失が確認されます。

なお、14日以内に書類が揃わないおそれがあるなど、特段の事情がある場合や疑問がございましたら、事前にご相談ください。

(届け出については 15P 参照)

### ● 保険税は資格の月数（月割り）で計算されます

保険税は被保険者証を交付されているかどうかではなく、月末時点の資格の有無で月割りで賦課（課税）されます。**※届け出が遅れた場合、遅れた期間分もさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。**

また、保険税を納めるのは、名護市を転出（確定）した日・他の健康保険などに加入した日の前月分までとなります。

例) 年税額 24 万円の世帯が、11 月 5 日に市外へ転出した場合

↓ 11 月 5 日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 名護市の国保期間 → (7ヶ月)							← 他市町村の国保期間 → (5ヶ月)				

○ 名護市で賦課される額は、転出した月の前月分までですので4月から10月までの7ヶ月分となり、変更後の税額は24万円×7ヶ月／12ヶ月＝14万円となります。

## ● <sup>ぎせいせたいしゅ</sup> <sup>ぎしゅ</sup> 擬制世帯主（擬主）とは・・・

国保では世帯主（生計維持者）が「納税義務者」となります。その世帯主が職場の健康保険に加入している場合や後期高齢者医療制度の該当者でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、その方の保険税は納税義務者である世帯主が納めなければなりません。その場合の国保に加入していない世帯主のことを擬制世帯主と言います。

なお、国保税の算定には、擬制世帯主の所得は含まれませんが、軽減判定においては擬制世帯主の所得を含めて判定します。

（軽減判定は 9P 参照）

## 知っててトク？ 社保の知識

### ● 会社を退職するとき、健康保険は？

会社を退職したあとの健康保険は、国民健康保険に加入する以外にも次の選択肢があります。**※申請期限や条件などにご注意ください。**

- ① 職場の健康保険を任意継続する
- ② 家族の職場の健康保険の扶養家族になる

①は、会社などを退職して被保険者の資格を喪失したとき、個人の希望により在職中の健康保険に引き続き加入することができる制度です。（加入していた健康保険により、加入条件や加入できる期間に違いがあります。）

〈任意継続〉では、事業所の負担していた額も本人が保険料を負担することから負担額は増えますが、前年所得で保険税を算出する国民健康保険に比べると安い場合があります。

〈任意継続〉は、退職した日の翌日から 20 日以内に、全国健康保険協会が職場の健康保険組合に申請することになります。

②の場合は、新たな保険料の負担はありませんが、雇用保険の失業給付を受ける場合や別に相当の収入がある場合は〈扶養家族〉認定は受けられない場合があります。

任意継続と国民健康保険のどちらが良いかは、その人の勤務当時の給与額や勤務していた期間、扶養家族の人数等によって異なりますので、退職の時点で職場及び国民健康保険課にご相談ください。

なお、国保加入の場合は職場の健康保険の資格喪失日から14日以内に手続きをしなければなりません（15 ページ参照）。

**※任意継続にあたっては、1 年目、2 年目その都度税額を試算した上で、任意継続又は国保加入を選択してください。**

# 保険税の求め方

## 国民健康保険税

①～⑫の合計額  
(限度額 109 万円)

<b>医療分</b>	保険税の総額は、その年の医療費等の見込額に応じて決まります。その医療費等のうち保険税で負担すべき額は、次の計算方法で求めます。		
<b>①所得割額</b>	<b>②資産割額</b>	<b>③均等割額</b>	<b>④平等割額</b>
所得割算出基準額 × 税率 (6.30%)	固定資産税額 × 税率 (20.00%)	加入者数 × 14,500 円	一世帯につき 12,500 円
医療分税額の、①+②+③+④の合計が 66 万円を超えた場合 ● <u>賦課限度額 . . . . . 66 万円</u>			

<b>支援分</b>	後期高齢者医療制度の運営を支えるため、その費用の一部を保険税で支援します。保険税で支援すべき額は、次の計算方法で求めます。		
<b>⑤所得割額</b>	<b>⑥資産割額</b>	<b>⑦均等割額</b>	<b>⑧平等割額</b>
所得割算出基準額 × 税率 (2.70%)	固定資産税額 × 税率 (9.00%)	加入者数 × 5,900 円	一世帯につき 5,100 円
支援分税額の、⑤+⑥+⑦+⑧の合計が 26 万円を超えた場合 ● <u>賦課限度額 . . . . . 26 万円</u>			

<b>介護分</b>	国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険制度第2号被保険者のいる世帯の介護保険料は、次の計算方式で求めます。		
<b>⑨所得割額</b>	<b>⑩資産割額</b>	<b>⑪均等割額</b>	<b>⑫平等割額</b>
第2号被保険者に係る 算出基準額 × 税率 (1.20%)	第2号被保険者に係る 固定資産税額 × 税率 (4.00%)	第2号被保険者数 × 4,300 円	第2号被保険者の 属する一世帯につき 3,600 円
介護保険料の、⑨+⑩+⑪+⑫の合計が 17 万円を超えた場合 ● <u>賦課限度額 . . . . . 17 万円</u>			

※①⑤⑨所得割額についてくわしくは5ページをご覧ください。

※65歳からは介護保険料が発生します。

※年度の途中で75歳になる方は、誕生日の月より後期高齢者医療保険に加入(被保険者)となり、保険料が発生します。

## 保険税（医療分、支援分、介護分）の所得割額

「所得割額」は所得割算出基準額を基に算出します。

所得割算出基準額とは、総所得金額等から住民税の基礎控除額 43 万円（合計所得 2,400 万円を超える場合は、基礎控除の額が異なります）を差し引いた金額です。

また所得の種類により、算出基準額の求め方は異なります。

### ① 給与所得者の場合

給与所得（給与収入－給与所得控除額）－43 万円（基礎控除）  
＝所得割算出基準額

### ② 年金収入者の場合

年金所得（年金収入－年金控除）－43 万円（基礎控除）  
＝所得割算出基準額

### ③ 給与、年金以外の所得の場合

事業等の所得（総収入－必要経費）－43 万円（基礎控除）  
＝所得割算出基準額

## ● 控除の対象とならないもの

所得税、市県民税で認められている配偶者控除や扶養控除、障害者控除、寡婦控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除は国民健康保険税では認められていませんので、控除の対象となりません。

本人の基礎控除 43 万円のみが控除されます。

## ● 転入した方の課税方法

名護市へ転入してきた方の税額を算出する際は、前年度の所得額を前住所地の市区町村に照会します。そのため所得額が確認されるまでの間は暫定的に課税し、所得額確認後改めて、税額が計算されます。税額に変更がある方には後日、税額変更通知書を送ります。

## ● 未申告（所得申告がまだ）の世帯は

国民健康保険税では、所得割、資産割、均等割、平等割を合計して決定します。

そのため、世帯主を含む被保険者全員（1月1日時点で18歳以下の方を除く）に、所得の申告をしていただく必要があります。申告期限内に申告をおこなってください。

所得申告がまだの場合にはお早めに所得申告を済ませ、適正に算定された決定年税額で納付を行ってください。

## ● 申告しない場合は

### < 軽減判定が適用されません！ >

保険税の軽減（7割、5割、2割）の判定は、申告された所得額に基づいて行われます。国民健康保険税については、無所得者、低所得者であっても申告をしない場合は、軽減措置等が適用されません。

ある一定程度の所得がある方は申告が遅れると追徴分として国税の増額分を納めていただくこととなります。

名護市国民健康保険の加入者及び世帯主で所得の把握ができていない方に対して申告の案内通知を送付しております。申告に必要なものをご持参のうえ、国民健康保険課までお問い合わせください。

## 国保税の特別徴収（年金天引き）について

徴収方法は、国保に加入している世帯主が年金を受給されていて、下記要件にあてはまる場合には原則**特別徴収**（年金から天引き：4月～翌年2月までの偶数月の最大6回）となります。

特別徴収となる要件

- ・世帯の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上
- ・特別徴収の対象となる年金受給額（年額）が18万円以上
- ・介護保険料と国民健康保険税と合わせ特別徴収対象となる年金受給額の2分の1以下

それ以外の方は普通徴収（納付書または口座振替7月から翌年2月までの最大8回）となります。場合により両方の徴収方法になることもあります。

**申請により口座振替（口座引落とし）へ選択可能です。**  
窓口にて申請書を記入し提出して下さい。

**申請必要**

# 保険税

## 医療分の計算例

計算例	①所得割額
自営業のお父さん(45歳) (所得 225万円)(固定資産税 8万円)	(225万円-4)
パートで働くお母さん(43歳) (給与収入 140万円→所得 85万円)(固定資産税なし)	(85万円-43)
年金受給者のおじいちゃん (年金収入 200万円→所得 90万円)(固定資産税なし)	(90万円-43)
中学生のこども(14歳)	
<b>計</b>	
年間保険税額=①170,730円+② 100円未満切り捨てのため、年間	

## 支援分の計算例

計算例	①所得割額
自営業のお父さん(45歳) (所得 225万円)(固定資産税 8万円)	(225万円-4)
パートで働くお母さん(43歳) (給与収入 140万円→所得 85万円)(固定資産税なし)	(85万円-43万円)
年金受給者のおじいちゃん (年金収入 200万円→所得 90万円)(固定資産税なし)	(90万円-43)
中学生のこども(14歳)	
<b>計</b>	
年間保険税額=①73,170円+ 100円未満切り捨てのため、年	

## 介護分の計算例

計算例	①所得割額
自営業のお父さん(45歳) (所得 225万円)(固定資産税 8万円)	(225万円-4)
パートで働くお母さん(43歳) (給与収入 140万円→所得 85万円)(固定資産税なし)	(85万円-43)
年金受給者のおじいちゃん (年金収入 200万円→所得 90万円)(固定資産税なし)	
中学生のこども(14歳)	
<b>計</b>	
年間保険税額=①26,880円+② 100円未満切り捨てのため、年間	

年間保険税額は (医療分)+(支援分)+(介護分) の合計  
 年間保険税額 257,200円+109,000円+42,200円

	②資産割額	③均等割額	④平等割額
3万円)×6.30%=114,660円	8万円×20.00%=16,000円	14,500円	12,500円
万円)×6.30%=26,460円		14,500円	
万円)×6.30%=29,610円		14,500円	
		14,500円	
<b>170,730円</b>	<b>16,000円</b>	<b>58,000円</b>	<b>12,500円</b>

16,000円+③58,000円+④12,500円=257,230円となり  
 保険税は、**257,200円**になります。

	②資産割額	③均等割額	④平等割額
3万円)×2.70%=49,140円	8万円×9.00%=7,200円	5,900円	5,100円
円)×2.70%=11,340円		5,900円	
万円)×2.70%=12,690円		5,900円	
		5,900円	
<b>73,170円</b>	<b>7,200円</b>	<b>23,600円</b>	<b>5,100円</b>

②7,200円+③23,600円+④5,100円=109,070円となり  
 間保険税は、**109,000円**になります。

	②資産割額	③均等割額	④平等割額
3万円)×1.20%=21,840円	8万円×4.00%=3,200円	4,300円	3,600円
万円)×1.20%=5,040円		4,300円	
介護保険料として国保税とは別に納める			
<b>26,880円</b>	<b>3,200円</b>	<b>8,600円</b>	<b>3,600円</b>

3,200円+③8,600円+④3,600円=42,280円となり  
 保険税は、**42,200円**になります。

となります。  
 =408,400円

## 保険税の軽減と減免

### ● 法定軽減（7割、5割、2割）

世帯の総所得金額等 ※1 が下表の判定基準を下回る場合に、その所得金額に応じて均等割および平等割が軽減されます。軽減判定は4月1日時点（4月2日以降新たに納付義務が発生した場合についてはその日時点）で行います。ただし、未申告の場合には軽減判定はされません。また、年度途中の被保険者の増減による軽減判定の見直しはありません。

軽減割合	軽減判定基準（世帯の総所得金額等 ※1）
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ※2 の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + (30.5万円 × 被保険者数 ※3) + 10万円 × (給与所得者等 ※2 の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (56万円 × 被保険者数 ※3) + 10万円 × (給与所得者等 ※2 の数 - 1) 以下

- ※1 擬主（3P参照）を含む被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額。当該年度の1月1日時点 65歳以上の方で、年金所得がある場合は年金所得から15万円を差し引いた額。  
事業専従者控除がある方は、控除前の金額。（この場合、専従者給与は所得として扱わない。）  
譲渡所得の特別控除がある場合は、特別控除前の金額。
- ※2 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または125万円超（65歳以上））を受ける方。
- ※3 被保険者数は国保の資格を有する被保険者及び特定同一世帯所属者の合計人数。

**特定同一世帯所属者**・・・国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一世帯に属する方。

### ● 子どもにかかる均等割額の軽減（令和4年度～）

国保に加入する未就学児（令和7年度分については平成31年4月2日以降に生まれた方）の均等割額の2分の1を軽減します。ただし7割、5割、2割の軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

### ● 産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の軽減（令和6年1月～） **申請必要**

国保に加入している妊娠85日（4カ月）以降に出産（出産予定の方（死産、流産、人口妊娠中絶を含みます）の出産予定日（出産日）が属する月の前月（2人以上の多胎妊婦の場合は3カ月前）から出産予定月（出産月）の翌々月までの期間、所得割額と均等割額が免除されます。

※申請には親子（母子）健康手帳など出産予定日（出産日）が確認できる書類が必要です。

## ● 国保から後期高齢者医療制度へ移行することに伴う軽減（激変緩和措置）

### ①低所得世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行（特定同一世帯所属者）することにより国保被保険者数が減少しても、移行した特定同一世帯所属者の所得や人数を含め軽減判定し、今までと同様の軽減措置を受けることができます。

### ②単身世帯となった場合の平等割額の軽減

特定同一世帯所属者がいる世帯に被保険者が1人だけ加入している場合、国保の平等割額（医療分・支援分）を5年間2分の1、5年経過後は3年間4分の1の軽減措置を受けることができます。

## ● 非自発的失業軽減（倒産、解雇、雇止め等）

**申請必要**

倒産や解雇（雇用保険の特定受給資格者）、雇用契約が更新されない（特定理由離職者）などの理由で離職した65歳未満の方で、**雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34**に該当している方は、申請することにより失業時から翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

※申請には『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』の写しおよび所定の申請書が必要となります。詳しくは、保険税係までご相談ください。

※『雇用保険高年齢受給資格者証』または『雇用保険特例受給資格者証』は対象外です。

## ● その他 申請による減額または免除について

**申請必要**

災害、失業、病気などの事情により、保険税を納めることが困難な時は、保険税の減額または免除を受けられる場合があります。ただし、減免申請は、**原則として納期限の7日前までとなっております**。詳しくは、保険税係までご相談ください。

### 〈災害を受けた場合〉

損害額が資産の3割以上で、前年の世帯総所得が1,000万円以下の場合は、所得額と被災の程度により、保険税額の8分の1～全額を減免します。

### 〈災害により農作物が減収となった場合〉

損失額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の3割以上で、前年の世帯総所得が1,000万円以下の場合は、所得額に応じて農業所得にかかる所得割額から10分の2～全額を減免します。

### 〈所得が減少した場合〉

失業などの理由により前年に比べ所得が大幅に減少した世帯で、前年の世帯総所得が 600 万円以下の場合は、一定の条件を満たすことにより所得金額と減少の程度に応じて、保険税の所得割額から10分の1～全額を減免します。(但し、担税力調査により該当しない場合があります)

### 〈給付制限を受けた場合〉

刑事施設等に收容され、給付を受けられない期間があった場合は、その期間についての保険税を免除します。

### 〈生活保護の適用を受けた場合〉

適用を受けた日以降に来る納期の分の保険税を免除します。

### 〈債務返済のために居住用財産を譲渡した場合〉

返済額に対応する所得割額を減免します。

### 〈旧被扶養者の減免について〉

#### 被用者保険（社保等）からの移行世帯への配慮

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、扶養されていた 65 歳以上の方が国保に加入した場合（旧被扶養者）、新たに保険税を負担することとなることに対する激変緩和措置として、以下の要件に定めるところにより減免が受けられます。

- ①所得割額と資産割額は、所得、固定資産税額の有無に関わらず賦課しません。
- ②均等割額が軽減されます。
- ③世帯員の全員が 65 歳以上で被用者保険から国保へ移行した世帯は、平等割額が軽減されます。

※②および③について

7 割・5 割軽減に該当する場合を除きます。また、資格を取得した日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り減免となります。

### ●（施設入所の方）保険税の介護分適用除外について

**申請必要**

介護保険適用除外施設に入所されている 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）は、申請によって保険税の介護分の納付が必要なくなります。対象施設など、詳しくは、保険税係までご相談ください。

※申請には、施設が発行する施設入所（退所）証明等が必要となります。

# 保険税の猶予制度

納税の猶予制度は、納税義務者がその財産、身体または事業に関して災害や病気など不測の事態に陥った場合に、その経済的な救済を図る制度となります。

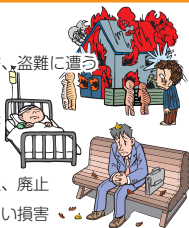
保険税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、窓口で申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

## 徴収の猶予

**申請必要**

### 要件

- ①財産が災害、盗難に遭う
- ②病気、負傷
- ③事業の休止、廃止
- ④事業の著しい損害



※以上のいずれかに該当するため、保険税を一時に納付することができない方

**申請書を提出し、猶予が認められると…**

### 効果

- ・最長で1年間納税が猶予され、猶予が認められた税額を分割して納付することができます。
- ・猶予期間中は、新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分を受けません。
- ・猶予期間中に発生した延滞金が軽減されます。
- ・督促状が発送されません。

## 換価の猶予

**申請必要**

### 要件

- ①保険税を納付すると、事業の継続、生活の維持が困難
- ②納税について誠実な意思がある
- ③猶予を受けようとする保険税以外に滞納がない



※以上のすべてに該当する方

**納期限から6か月以内に申請書を提出し、猶予が認められると…**

### 効果

- ・最長で1年間納税が猶予され、猶予が認められた税額を分割して納付することができます。
- ・既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中に発生した延滞金が軽減されます。

**※申請に必要な書類などについては、国民健康保険課窓口（徴収担当）でご相談ください。**

猶予制度の要件に該当しそうな方は…



**滞納する前に、お早めに窓口でご相談ください!**



## 保険税の納め方

国民健康保険税の普通徴収には、下記の納め方があります。

### ● 便利な口座振替がおすすめです！

納めに行く手間がはぶけ手続きも簡単、納め忘れもありません。

#### ① インターネットでお手続き (web口座振替受付サービス)

NEW

右記のQRコードから専用サイトへアクセスし  
申し込んでください。



#### ② 役所窓口でお手続き (ペイジー口座振替受付サービス)

**持参するもの** : 対象金融機関のキャッシュカード、身分確認ができるもの

**対象金融機関 (6行)** ・琉球銀行 ・沖縄海邦銀行 ・ゆうちょ銀行  
・沖縄銀行 ・コザ信用金庫 ・沖縄県労働金庫

#### ③ 銀行窓口でお手続き

**持参するもの** : 銀行印、通帳 (またはキャッシュカード)、  
納税通知書 (納付書)

### ● 納付書での納め方 (詳細は名護市ホームページをご確認ください。)

① 金融機関窓口 納付書の裏面をご参照ください。

② コンビニエンスストア ※現金のみでの納付となります。

納付書の裏面をご参照ください。

③ スマートフォンアプリ決済

詳細は、右記のQRコードから名護市ホームページ  
「スマホ納付について」へアクセスし、ご確認ください。



④ クレジットカード決済、ネットバンキング決済

右記のQRコードから名護市ホームページへアクセスし、  
「名護市納付サイト」(外部サイト)をご利用下さい。  
納付金額に対してシステム利用料が発生します。



### ● 下記の納付書はご使用できません。

- ・金額が訂正されたもの ・汚れや破損があるもの
- ・「取扱期限」が過ぎているもの ・県内のゆうちょ銀行、郵便局において、「納期限」が過ぎている納付書
- ・バーコード印刷のないもの、もしくは読み取れないもの

スマホ決済、クレジットカード決済やネットバンキング決済において領収証書は発行されません。確定申告などで納付済みの証明が必要な場合には納税証明書(手数料300円)の発行を受けてください。

## 保険税を納めないでいると…！

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用を受けられない場合があります。さらに、滞納期間に応じて以下のような措置がとられますので、**保険税は必ず納期内に納めてください。**

### ● 給付について…



納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

医療機関等を受診した際、窓口での医療費の全額(10割)を自己負担しなければならない特別療養費の支給対象となる場合があります。自己負担した額から一部負担金相当額を除いた金額については、特別療養費として市区町村へ後日申請する必要があります。

納期限から一定期間を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになる場合があります。

### ● 滞納処分について…

滞納していると、差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もあります。

#### 督促



納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

それでも滞納していると

#### 財産調査



官公署や金融機関、勤務先、生命保険会社などに対する調査が行われる場合があります。

さらに滞納が続くと

#### 差押



調査の結果に基づき、給与や預貯金、動産、不動産などの財産を予告なく差し押さえられることがあります。

#### 換価



差し押さえられた財産は換価（換金）され、滞納している保険税に充てられることとなります。

※この一連の手続きは法律に定められており、本人の意思にかかわらず執行されます。

### どうしても納付が困難なときは…

特別な事情により保険税の納付が困難なときは、**滞納のままにせず、お早めに窓口でご相談ください！**



# こんなときは窓口へ届け出を！

～世帯に異動があったときは必ず14日以内に届け出ましょう～

- すべての届け出にはマイナンバーを確認できる書類、来庁者の身分確認書類及び届け出内容に応じて下表記載のものが必要です。
- 代理の方が手続きをする際には、原則、委任状が必要です。詳しくは窓口までお問い合わせください。

	こんなとき	届け出内容に応じて必要なもの
国保にはいるとき	他の都道府県から転入してきたとき	住民異動届
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	子供が生まれたとき	出生届出後に加入をお申し出ください。
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カードまたはパスポート
国保をやめるとき	他の都道府県に転出するとき	住民異動届、資格確認書
	職場の健康保険にはいったとき	職場の健康保険に加入したことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	資格確認書、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	資格確認書、在留カード
その他	同じ都道府県内で住所が変わったとき	住民異動届、資格確認書、(加入者全員分)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、資格確認書
	被保険者証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分証明書
	外国籍の人が在留期間を更新したとき	在留カード